

議案第74号

ふるさと西脇「日本のへそ」寄附金受入れ条例の一部を
改正する条例の制定について

ふるさと西脇「日本のへそ」寄附金受入れ条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和5年12月1日

西脇市長 片山 象三

(理 由)

企業版ふるさと納税に係る寄附金の基金を造成するとともに、ふる
さと西脇「日本のへそ」基金に積み立てる寄附金の取扱いを変更する
ため。

ふるさと西脇「日本のへそ」寄附金受入れ条例の一部を改正する条例

ふるさと西脇「日本のへそ」寄附金受入れ条例（平成20年西脇市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金の用途指定) 第2条 寄附者は、自らの寄附金の用途について、次に掲げる事業（以下「対象事業」という。）のうちからあらかじめ指定することができる。</p> <p>(1) 地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施するもの</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、市長が別に定める事業（以下「指定事業」という。）</p> <p>2 寄附者が寄附金の用途を指定事業のうちから指定しなかつたときは、市長が指定事業のうちからその用途を決定する。</p> <p>3 市長は、前項の用途の決定を行った場合は、寄附者にその内容を報告しなればならない。</p> <p>第5条 基金として積み立てる額は、第2条の規定により寄附された寄附金（寄附者への特典の附与等に要した経費及び寄附金を収納した日が属する年度と同一の年度内に行う対象事業の財源に充てるものを除く。）の額及び基金から生ずる収入額とする。</p> <p>2 市長は、対象事業の区分に応じ、基金として積み立てる額を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(基金の処分) 第9条 基金は、対象事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>(寄附金の用途指定) 第2条 寄附者は、自らの寄附金の用途について、市長が別に定める事業（以下「指定事業」という。）のうちからあらかじめ指定することができる。なお、用途の指定がない寄附金については、市長が指定事業のうちからその用途を決定する。</p> <p>(新設) (新設) (新設)</p> <p>2 市長は、前項後段の用途の決定を行った場合は、寄附者にその内容を報告しなればならない。</p> <p>(基金の積立て) 第5条 基金として積み立てる額は、第2条の規定により寄附された寄附金の額及び基金から生ずる収入額とする。</p> <p>(新設) (基金の処分) 第9条 基金は、指定事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び第5条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。